

**市川市塩浜地区海辺の利便施設基本計画策定業務委託
プロポーザル応募要領**

1. 目的

本業務は、本市の臨海部の魅力向上を図るため、漁業、市民生活、企業活動との調和を図りつつ、海を一望できる立地特性を活かした施設の整備に向け、市場調査による当該地区及び周辺地域のポテンシャルの分析を踏まえ、整備方針等を検討し、基本計画としてとりまとめるものである。

本プロポーザルは、工業専用地域である当該地区について、その限定的な用途から、景観形成や環境整備が進んでいない状況となっているが、現在進められている区画整理事業や新漁港の整備との連続性を持たせる護岸沿いの遊歩道計画など、地区全体での整備並びに景観形成の方向性を専門的な視点で創出し、より良い施設計画を作成するにあたり、受託者を特定するために実施するものである。

2. 事業概要

- (1) 委託名称 市川市塩浜地区海辺の利便施設基本計画策定業務委託
- (2) 委託場所 市川市塩浜1丁目17番3外 (別添案内図参照)
- (3) 委託期間 契約日の翌日から令和2年3月19日(木)まで
- (4) 業務内容 「市川市塩浜地区海辺の利便施設基本計画策定業務委託仕様書(案)」のとおりに
- (5) 提案限度額 14,135,000円(消費税及び地方消費税相当額10%含む)を上限とする。
この上限を超える提案は、選考の対象としない

3. プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿(委託)に調査・計画のうち「市場・経済調査」かつ「地域計画」で掲載されている者。
- (2) 次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 市川市内に本店を有する者
 - イ 市川市以外に本店を有する者から入札及び契約締結の権限の年間委任を受けた支店又は営業所等を市川市内に有する者
 - ウ 千葉県内に本店を有する者
 - エ 千葉県以外に本店を有する者から入札及び契約締結の権限の年間委任を受けた支店又は営業所等を千葉県内に有する者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加できないものとする。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
 - ウ 民事再生法(平成8年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判

- 所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- エ 本業務委託の公告の日から事業者決定日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
 - カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
 - キ プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
 - ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準(昭和 50 年 12 月 13 日施行)別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者
- (4) 業務責任者に、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を配置でき、これを証明する書類の写し（健康保険被保険者証等）を提出できる者。

4. 選考方法

受託候補者の特定は、次の (1) 及び (2) の審査を行う。

(1) 資格審査

参加申請書類を期限までに提出している者について、「3. 参加資格」を満たしているかの確認を行う。

(2) 提案審査

資格審査を通過した者について、企画提案書等の提出資料及びプレゼンテーションによる選考委員会の審査・評価を踏まえ、受託候補者及び受託候補次席者（以下「受託候補者等」という。）を特定する。

5. スケジュール

公告	令和元年 9 月 9 日（月）	
質疑書の受付期間	令和元年 9 月 9 日（月）午前 9 時から 令和元年 9 月 13 日（金）午後 4 時まで	
質疑書に対する回答	令和元年 9 月 18 日（水）（予定）	
資格審査	参加申請書類の提出期間	令和元年 9 月 9 日（月）午前 9 時から 令和元年 9 月 19 日（木）午後 4 時まで
	結果通知	令和元年 9 月 25 日（水）
提案審査	企画提案書の提出期間	令和元年 9 月 26 日（木）午前 9 時から 令和元年 10 月 3 日（木）午後 4 時まで
	プレゼンテーション	令和元年 10 月 11 日（金）[予備日 10 日（木）]

結果通知	令和元年 10 月 21 日 (月) (予定)
------	-------------------------

6. 応募要領等の配布

(1) 配布期間

令和元年 9 月 9 日 (月) ～9 月 19 日 (木)

(2) 配布方法

市川市ホームページからダウンロード

[市川市ホームページ] <http://www.city.ichikawa.lg.jp>

7. 質疑および回答

(1) 提出方法

ア 「18.事務局」宛に「質疑書(様式5)」を電子メールにて提出する。

イ 確認のため、送信後必ず事務局まで電話連絡を行うこと。

ウ 電話、対面等の口頭による質疑には応じない。

(2) 質疑受付期間

令和元年 9 月 9 日 (月) から令和元年 9 月 13 日 (金) まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、最終日のみ午後 4 時まで)

(3) 回答方法

ア 令和元年 9 月 18 日 (水) (予定) に本市公式 Web サイトに掲載する。

イ 回答書における質疑者の情報は非公表とする。

ウ 回答の内容は本要領と同様に扱う。

エ 再質疑は認めないものとする。

資格審査

8. 参加申請

本プロポーザルへの参加希望者は、下記の書類を提出し参加申請を行うものとする。

(1) 提出書類

1	参加申請書	様式 1	原本 1 部 写し 1 部
2	誓約書・委任状	様式 2	
3	会社概要書	様式 3	2 部
4	業務実施体制	様式 4	
5	様式 4 を証する書類の写し ・健康保険証 (業務責任者のみ)	—	

(1) 申請期間

令和元年 9 月 9 日 (月) から令和元年 9 月 19 日 (木) まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、最終日のみ午後 4 時まで)

(2) 綴じ方

ア 片面印刷とし、A3サイズの場合はA4サイズにファイル折りする。

イ それぞれ部単位でクリップ留めする。

9. 参加資格審査結果の通知

提出された参加申請書類について「3. 参加資格」を満たしていることを審査し、審査結果を令和元年9月25日（水）に参加申請書（様式1）に記載された電子メールアドレスに送信する。

提案審査

10. 企画提案書等の提出

参加資格審査結果の通知により参加資格を満たしていると判断された者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

企画提案書の作成にあたっては、「市川市塩浜地区海辺の利便施設基本計画策定業務委託仕様書（案）」および同仕様書の別添2「海辺の利便施設計画地現況図」を参考とすること。

(1) 提出書類

1	企画提案書	A3 横書き	正本 1部 副本 15部
2	参考見積書	任意様式	正本 1部 副本 1部

(2) 企画提案を求める内容

企画提案書は、以下のア) 及びイ) の事項について、基本的な考え方を簡潔に記載し、作成すること。企画提案書作成における与条件は以下のとおり。

- 与条件) ・計画地は工業専用地域であり、用途地域の変更を前提とした提案は不可
・建築基準法第48条ただし書による許可を想定した提案は可

なお、文章を補完するためのイラスト、イメージ図、写真、パース図等は使用して構わないが、模型（模型写真を含む）を作成する必要はない。作成に当たっては、地域特性や周辺環境との調和を十分考慮した上で検討、提案すること。

ア) 計画テーマ・施設コンセプト

本業務は、本市の臨海部の魅力向上を図るため、漁業、市民生活、企業活動との調和を図りつつ、海を一望できる立地特性を活かし、市民らが本市の代表的な魅力のある眺望を享受しながら、快適な時間を過ごすことができる施設計画を行うものである。

本市の特性や計画地の特徴、関係法令等を踏まえ、「エリア全体のまちづくりの方向性」、「施設のテーマやコンセプト」、「施設機能及び施設デザイン」を提案すること。なお、提案の実現性を補完する企業独自の知見やデータがあれば併せて明示すること。

イ) 市場分析手法

本業務では、市民並びに参画事業者に求められる施設とは何かを的確に把握し、実用性と実現性の高い施設を計画するものである。

市場分析に係る作業項目及び工程の詳細を示し、市場調査・分析手法及び民間事業者の参画意向に関する調査・分析手法について、具体的な方法を提案すること。なお、分析結果の活用方法を示すとともに、企業独自の知見やノウハウなどの強みがあれば

併せて明示すること。

(3) 記入方法

ア 共通事項

提出書類は、日本語、日本国通貨、計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位、日本の標準時を用いて作成するものとする。

イ 個別事項

①企画提案書（任意様式）

(A) A3 サイズ横、2 ページ以内とする。（両面印刷不可）

(B) 図、絵、写真等の使用は可とする。

(C) 文字の大きさは原則 10.5 ポイント以上（図表、注釈等を除く）とすること。

(D) 提出書類は、正本1部については法人名を記載し、押印する。

※企画提案書の副本は、応募者名（従事予定者名は除く。）を判別・特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は行わないこと（プレゼンテーションにおいても同様とする）。

②参考見積書（任意様式）

「2. 事業概要」に記載された予算上限を踏まえ、業務の見積金額を記載すること。

(4) 提出期間

令和元年9月26日（木）から令和元年10月3日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、最終日のみ午後4時まで）

(5) 綴じ方

ア フルカラー、片面印刷とする。

イ A3 サイズは折り曲げず、それぞれ部単位でクリップ留めする。

11. 書類提出方法

「8. 参加申請」および「10. 企画提案書等の提出」は次のとおりとする。

(1) 郵送または持参とする。

(2) 受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時とする。ただし、提出期間の最終日は午後4時までとする。

(3) 郵送の場合においては、配達証明付書留郵便とし、提出期限までの必着とする（最終日を除く）。

(4) 持参の場合においては、事前に提出日・時間を電話にて連絡のうえ、事務局へ持参すること。

(5) 書類受領時に、受領確認書を渡すものとする（郵送の場合にはメールを送信する）。

(6) 提出先

「18. 事務局」のとおり。

12. 審査方法および評価項目

市川市が設置する選考委員会において、「(3) 評価項目」を総合的に審査・評価し、当該事業の目的及び内容に最も適した事業者を選考する。

(1) 審査方法

- ア 提出書類およびプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を勘案し、選考委員の評価を踏まえ、受託候補者1者および受託候補次席者1者を特定する。
- イ 参加申請者が1者であっても評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者として特定しないことがある。

(2) プレゼンテーション

ア 日時・場所

- ・ 令和元年10月11日(金) 行徳公民館 3階第1研修室
- ・ 令和元年10月10日(木) 行徳公民館 4階第1学習室・・・[予備日]

イ プレゼンテーションの進め方

- ①1者10分以内とする。
- ②出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選考の対象としない。
- ③プレゼンテーションは非公開とする。
- ④説明の際には、企画提案書およびレイアウト図面をスクリーンに映写することができる。
- ⑤スクリーンへの映写は、企画提案書およびレイアウト図面を切り取り、拡大したもののみとし、同提出書類に記載されていない事項の記述は認めない。
- ⑥USBメモリ等により、説明用のファイルを持参すること。
- ⑦ファイル形式は、PDFあるいはパワーポイント2013(.pptx)のみとする。
- ⑧任意資料や模型等の持ち込みは不可とする。
- ⑨パソコン・プロジェクタ・スクリーン・マイクは市側で用意する。
- ⑩プレゼンテーションの順番はくじ引きで決めるものとする。企画提案書等を持参する場合は受領後に提出者がくじを引くこととし、郵送にて提出する場合は企画提案書等を受領した後、事務局が代理でくじを引くものとする。

ウ 質疑応答

- ①1者10分以内とする。
- ②質疑は選考委員会委員から行う。
- ③質疑事項の事前通告は行わない。

エ 出席者

説明者は様式4「業務実施体制」に記載された者とし、人数は3名以内とする。

オ その他

参集時間や議事進行等については、参加申請書(様式1)に記載された電子メールアドレスに別途通知する。

(3) 評価項目

評価基準は以下のとおりとする。

なお、基準点(100点満点換算で60点)に満たない者は、受託候補者等に特定しない。

提出書類等	評価項目	評価の視点	配点
企画提案書	計画テーマ・コンセプト	・的確性 ・企画力 ・提案の信頼度	60
	市場分析手法	・的確性 ・提案の信頼度	30
プレゼンテーション	プレゼンテーション	・取り組み姿勢、的確性	10
参考見積書	見積金額	・提案見積金額(※1)	—
合 計			100

※1 評価得点が同点となり、評価得点からは受託候補者または受託候補次席者もしくはその両方を選定できない場合は、評価得点の同点の者の中で参考見積書の金額が低い者を上位とする。参考見積書の金額の比較においても同額で受託候補者等を選定できない場合は、当該者のみを対象として選考委員会委員全員による投票を行い、受託候補者等を選定する。投票による得票数が同数により受託候補者等を選定できない場合は、委員長が受託候補者等を選定する。

(4) 結果通知

審査の結果について、令和元年10月21日(月)に参加申請書(様式1)に記載された電子メールアドレスに送信する。

13. 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合、その参加者のプロポーザルは無効となる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 選考委員会委員と不正な接触をした場合
- (4) 著しく信義に反する行為をした場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) その他、本要領に違反した場合

14. 辞退

- (1) 参加申請書提出後、本プロポーザルを辞退する時は、書面(A4サイズ・任意様式とする。)により、令和元年10月3日(木)午後4時までに、事務局に持参すること。

- (2) なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。

15. 契約手続き

- (1) 選考により、最も優れた提案者と認められたものを受託候補者とし、契約の交渉を行う。
- (2) 受託候補者として特定されたことをもって契約が成立するわけではなく、協議により仕様を確定した後に見積書を徴収し、予定価格以内であることを確認した後に、契約書の取り交わしをもって契約締結となる。その際、市の判断により提案条件や内容について一部修正する場合がある。
- (3) 受託候補者から見積書を徴収した結果、不調となった場合、また、受託候補者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、候補次席者を契約の交渉、見積書の徴収の相手方とする。
- (4) 公告の日から受託候補者特定までの間に、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合、又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、その者については、この手続きに係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (5) 契約の締結にあたっては、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納めなければならない。

ただし、市川市財務規則第 117 条第 2 項及び第 3 項の各号に該当する保証を付した場合は免除となる。

16. 関連計画等 URL

- ・ 市川市総合計画「I&I プラン 21」
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/pla01/1541000004.html>
- ・ 市川市都市計画マスタープラン
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit01/1111000009.html>
- ・ 市川市景観基本計画
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit01/1111000044.html>
- ・ 市川市行徳臨海部基本構想
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/gyo06/1111000007.html>
- ・ 塩浜まちづくり基本計画
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/gyo06/1111000008.html>

17. その他

- (1) プロポーザルへの参加および提出書類作成等にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の変更等について
- ア 提出受付期間以降における提出書類の差し替え及び再提出は原則として認めない。
 - イ 委託予定業務の実施にあたっては、提出書類に記入した業務実施体制を原則として変更することはできないこととする。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得

ない理由により変更を行う場合には、市川市から承諾を得るものとする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出書類等については、返却しないこととする。

イ 提出書類等は、選考を行う作業に必要な場合において、複製を作成することとする。

ウ 提出書類については、市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）第5条の規定にもとづき公開請求されたときは、同条例第8条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選考期間中においては、同条例第8条第1項第5号の規定にもとづき、開示の対象としない。

エ 受託候補者として特定された者の提案書等については、プロポーザルの公正性、透明性および客観性を確保する必要があると認められた場合、参加者の許可を得て公表することがある。

(4) 選考の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けないこととする。

18. 事務局

〒272-0192 市川市末広1丁目1番31号

市川市 行徳支所 臨海整備課

TEL:047-318-3967 FAX:047-359-1276

E-mail: rinkai-seibi@city.ichikawa.lg.jp